

富山労働

2003
5月号

第48回富山県労働学院受講者募集

富山県主催により、最近の労働問題や労働情勢、労働環境をとりまく諸問題等について学ぶ「富山県労働学院」の受講者を募集します。

厳しい経済情勢のなかで、労働をめぐる法や制度は大きく変化しようとしています。そこで今年は、雇用失業情勢の現状と見通し、ILO条約・勧告の役割、今次労働関係法改正の概要といった内容を予定しております。

日程等の概要については次のとおりですので、多数の皆様のご応募をお待ちしております。

第48回富山県労働学院概要

開催日時 平成15年6月4日(水)・6日(金)・11日(水)の3日間
各日とも午後6時30分から8時30分まで

開催場所 富山県民会館701号室
富山県新総曲輪4-18

対象 県内の労働者、使用者及び一般の方

受講料 1,800円

日程等 6月4日(水)「雇用失業情勢の現状と見通し」
東京大学社会科学研究所助教授 玄田 有史

6日(金)「グローバル化と国際労働基準」
ILO駐日事務所次長 寺本 隆信

11日(水)「労働関係法改正と労使関係への影響」
明治大学法学部講師 松岡 二郎

申込締切 平成15年5月28日(水)

問合せ先 富山県商工労働部労働雇用課 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL 076-444-3256 FAX 076-444-4405

労働相談 ご利用下さい！

富山県労働雇用課では、労働問題について、労働者、使用者及び関係者からの相談に応じています。相談は無料、秘密は厳守します。お気軽にご利用下さい。

TEL 076-444-9000 E-mail rodokoyo1@pref.toyama.jp

また、地方労働委員会では、労働関係紛争の簡易・迅速な解決をお手伝いするための個人を対象としたあっせんを行っています。

TEL 076-444-2172 FAX 076-444-5938

豊かな職業生活をめざして 伸ばせ能力 輝く未来

富山県職業能力開発協会は、富山県と密接な連携のもとに、民間の職業訓練・技能検定の普及振興、人材育成に必要な情報の提供など職業能力の開発及び向上を目的とする事業を行っています。

企業の発展は人材育成から

技能検定の実施

技能検定は、働く人の持つ技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度です。

検定は、特級、1級、2級、3級、基礎1級、基礎2級及び単一等級に区分して全国统一の試験問題で行われます。

合格者には、厚生労働大臣または県知事から合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられます。

ビジネスキャリア修了認定試験・ホワイトカラー職務能力評価試験の実施

ビジネス・キャリア制度は、ホワイトカラー層を中心とする労働者が担当職務を適切に行うために必要となる、専門的知識・能力を体系的・段階的に習得することを支援するための学習システムです。

全国の専門学校、認定職業能力開発校などで、「人事」「生産管理」など多くの認定講座が設置され、通学又は通信教育が行われています。

ビジネス・キャリア修了認定試験は、ビジネス・キャリア制度に基づく学習単位(ユニット)ごとに修了認定試験を行っています。この試験は、認定の教育訓練の受講を修了された方等の専門的知識・能力の習得を確認することを目的として行っています。

ホワイトカラー職務能力評価試験は、ホワイトカラーの実践的な事務能力を客観的、かつ公平に評価することを目的として、ビジネス・キャリア制度のユニットを職務の視点から再構成し、必要とされる能力要件を加味して開発した試験制度です。

試験は年2回実施され、ビジネス・キャリア修了認定試験合格者には、修了認定書が、ホワイトカラー職務能力評価試験合格者には、合格証書が与えられます。

コンピューターサービス技能評価試験の実施

パソコン及びワープロ等OA機器操作の技能評価試験で、「ワープロ」「表計算」等の部門があり、1級、2級、3級の等級区分で年2回実施しています。

合格者には、「ワープロ技士」「表計算技士」等それぞれの称号が与えられます。

事業内職業能力開発計画の作成指導とキャリア形成促進助成金の活用促進

協会内のサービスセンターにおいて、従業員の能力開発を図る事業主に対して、主に次のことを行うほかキャリア形成促進助成金の積極的な活用促進を図っています。

- ・事業内職業能力開発計画の作成に関する相談援助を行います。
- ・職業能力開発推進者届を受理します。

技能振興のために

我が国の技術水準の高さは世界的に定評がありますが、今後さらに技術水準の向上を図り、青少年が誇りを持って技能者になろうとする社会的基盤を築くために、次の催しを行っています。

技能五輪全国大会県予選

満21歳以下の青年技能者が日頃鍛えた技能を全国大会で競うための県予選として、技能検定の際、同時に行っています。

全国大会での金メダリストは、2年に1回開催される世界大会で世界の若者と技を競います。

技能グランプリ

技能検定1級及び単一等級技能士の技能の一層の向上と、技能尊重気運の醸成を図ることを目的とする全国競技大会で、年齢にかかわらず熟練した技能を競います。

富山県職業能力開発フェア

安定した職業生涯を送るために、県民ひとり一人が職業生活の全期間にわたり、自分の持つ能力のキャリアアップを図ることが望まれています。

同フェアは、職業能力開発の紹介や優れた作品を展示することにより、青少年が誇りを持って技能者をめざす気運を醸成することにあります。

実施にあたっては、県、雇用・能力開発機構、技能士会連合会など一体となり、毎年11月の「職業能力開発促進月間」に開催しています。

職業能力開発をはかる

その他、下記の事業を行っています。

講習会の開催

認定職業能力開発校の指導・支援

企業間の情報交換・経験交流

技能尊重・熟練技能の継承

職業能力開発に関する指導・助言・情報提供

問い合わせ先

富山県職業能力開発協会

富山市新富町2-4-22 富山県商工会館ビル6階

T E L 076-432-9883

F A X 076-432-9894

第1回 富山県障害者技能競技大会(とやまアビリンピック) 出場選手の募集

(社)富山県障害者雇用促進協会では、第1回富山県障害者技能競技大会(とやまアビリンピック)に出場を希望される選手を募集しています。

この大会は、障害者が技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、その職業能力の向上を図るとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を高め、その雇用の促進と地位の向上を図ることを目的として、今年初めて開催されます。

競技種目 ワードプロセッサ、ワードプロセッサ(視覚障害者対象)
ワードプロセッサ(知的障害者対象)、表計算、縫製(知的障害者対象)

開催日 平成15年8月8日(金)

開催場所 富山地域職業訓練センター(富山市向新庄町1丁目14-40)

参加資格 次のいずれにも該当する方

- ・身体障害者手帳・療育手帳・障害者職業センターの判定書所持の方
- ・平成15年4月1日現在で15歳以上の方
- ・富山県に居住、若しくは富山県内の施設・学校等に在籍している方、事業所に勤務している方(ただし、施設・学校・勤務先事業所の参加承諾が得られる方)等
- ・競技時間に十分堪えられ、かつ支障をきたさない健康状態にある方

申し込み受付 平成15年7月10日まで

申し込み及び問い合わせ先

社団法人 富山県障害者雇用促進協会

〒930-0094 富山市安住町2-14 北日本スクエア北館702号室

T E L 076-442-2050 F A X 076-442-2177

中小企業勤労者福祉サービスセンター等のご案内

中小企業勤労者福祉サービスセンターとは？

中小企業勤労者福祉サービスセンター(サービスセンター)は、中小企業(商店等も含む)が単独では実施しがたい福祉事業を、事業主、従業員、市町村などが共同で実施する団体です。勤労者が生涯にわたり豊かで充実した生活を送ることができるよう、スケールメリットを活かして総合的な福祉事業を実施します。

事業のしくみと会員

市町村が中心となってサービスセンターを設立し、サービスセンターは加入会員から会費を集めているいろいろな福祉事業を実施します。

一般に事業所単位での加入となりますが、会員は次の方々です。

- ・サービスセンターのある地域と同じ地域にある中小企業の従業員・事業主
- ・サービスセンターのある地域と同じ地域に住む中小企業の従業員(個人会員)

福祉事業の例

- ・共済給付事業(慶弔共済、別途掛金が必要な医療・生命共済)
- ・低利の生活資金融資あっせん事業(金融機関との提携)
- ・講習会、教養講座、文化教室などの開催(健康セミナー、テーブル・マナー教室など)
- ・余暇活動事業(スキーツアー、ボウリング大会、クリスマス・パーティーなど)
- ・各種施設等の利用補助など(映画館・劇場・遊園地、ホテル・旅館・民宿、人間ドック等の健康診断を受ける医療機関など)
- ・会報の発行や各種情報の提供

詳細については、下記へお問い合わせください。

(財)富山市勤労者福祉サービスセンター	T E L 076-493-1354
(財)高岡市勤労者福祉サービスセンター	T E L 0766-28-1080
新湊市ゆとりライフ互助会	T E L 0766-82-8236

・サービスセンターの制度については

富山県商工労働部労働雇用課 T E L 076-444-3257

建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金のご案内

建設業における新規・成長分野に対応するための教育訓練を、雇用する建設労働者に実施又は受講させた建設事業主の方に対して助成するものです。建設業の新規・成長分野への進出を促進し、建設労働者の雇用の安定、雇用機会の拡大を図ることを目的として平成17年3月31日までの時限的措置として設けられました。是非ご活用下さい。

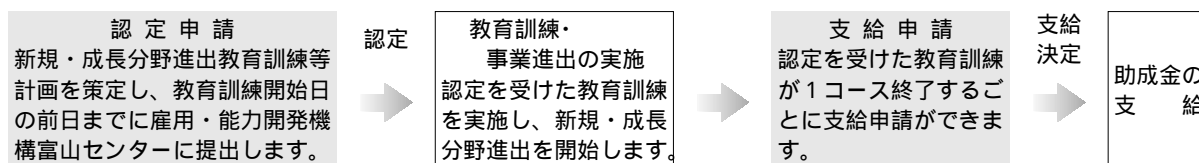
主な支給要件

- ・「建設業新規・成長分野進出教育訓練等計画」に基づき、建設事業における新規・成長分野に係る事業への進出を行う（行うことを計画している）建設事業主の方
- ・上記計画に基づき、その雇用する建設労働者に対して、当該事業に従事するために必要な教育訓練を実施する建設事業主の方
- ・雇用保険料率が1,000分の20.5の建設事業主又は雇用保険料率が1,000分の20.5の事業所を持ち、当該事業所に所属する建設労働者に教育訓練を実施する、雇用保険料率が1,000分の17.5又は19.5の建設事業主の方

支 給 額

- ・教育訓練実施給付金
教育訓練の実施又は受講に要した経費の1/2の額（中小建設事業主の方については、2/3の額）です。（1訓練コース1人当たり、5万円を限度とします。）
- ・教育訓練受講給付金
教育訓練の受講期間中に、その雇用する建設労働者（雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に限ります。）に支払った、通常の賃金の額に相当する額として機構が別に定める額の1/2の額（中小建設事業主の方については、2/3の額）です。（1訓練コース1人当たり、150日分を限度とします。）

申請手続きの流れ



新規・成長分野とは、「医療・福祉関連分野」「環境関連分野」「ビジネス支援関連分野」「海洋関連分野」「都市環境整備分野」「新エネルギー・省エネルギー関連分野」「国際化関連分野」「住宅関連分野」の8分野です。

建設業労働移動支援助成金とは

離職を余儀なくされた建設業労働者（建設業関連の技術・技能等を持った労働者）を新たに雇い入れ、かつ、教育訓練を行った建設事業主に対して、当該対象労働者1人当たり20万円を支給します。

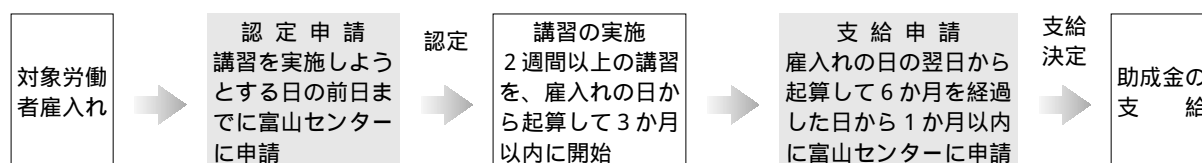
対象となる事業主

- ・雇用保険料率が20.5/1000の適用建設事業主であること
- ・過去半年の間に事業主の都合により離職させた者がいない事業主

支 給 要 件

- ・事業主の都合により、離職を余儀なくされた建設業労働者であり、一定程度の技術・技能を有している者を3か月以内に雇い入れること。
- ・雇い入れた対象労働者に対して3か月以内に適切な教育訓練を開始すること。
- ・対象労働者を継続して雇用していること。

申請手続きの流れ



（注）認定申請は、講習を開始しようとする日の前日まで受け付けますが、認定までに時間を要する場合もありますので、できるだけ余裕を持って提出して下さい。

お問い合わせは

雇用・能力開発機構富山センター相談部門 TEL 076-433-2211 FAX 076-442-1178

計画作成に関するご相談、その他助成金のご活用に関するご相談を承っております。

男女雇用機会均等推進セミナーのご案内

6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使をはじめ社会一般の認識と理解を深めています。

本年度においても男女雇用機会均等法の一層の周知徹底、法の履行確保を図るとともに、女性労働者の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進を図ることとしております。

県内では、月間行事を次のとおり実施いたしますので、ぜひご参加ください。

(富山労働局雇用均等室)

男女雇用機会均等推進セミナー（富山会場）

日 時 平成15年6月20日(金)午後1時30分～4時

場 所 富山県市町村会館 2Fホール

内 容 ・均等推進企業表彰

・事例発表

・講演「個性は性を超えて - 一人ひとりが生きる職場をつくる - 」

東京大学社会科学研究所 助教授 玄 田 有 史 氏

男女雇用機会均等推進セミナー（高岡会場）

日 時 平成15年6月26日(木)午後1時30分～4時

場 所 富山県高岡文化ホール 多目的小ホール

内 容 ・事例発表

・講演「女性の能力発揮のために - 資生堂のポジティブ・アクション - 」

(株)資 生 堂 経営改革室次長 山 極 清 子 氏

衛星通信講座(AGネット)のご案内

雇用や能力開発に関する今日的課題をテーマにしたセミナー、講座等を通信衛星を用いてお届けしています。TVのように一方的に視聴するのではなく直接質問を行ったり、アンケートを取ったりと講師と受講者の双方向でのやり取りを行います。

今年度の能力開発セミナーが6月3日から始まります

能力開発セミナーは、アビリティガーデンで研究開発したホワイトカラーの職務に関する先導的・実践的な教育訓練コースです。

「1コース12時間、受講料は4,500円です」

一流の講師陣による事例などの映像も豊富に盛り込んだセミナーです。その他にも各種セミナーやフォーラムを定期的に行なっています。是非ご利用ください。

お問い合わせ、お申込みは

雇用・能力開発機構富山センター 076-433-2213 企画部門まで

平成15年度助成金最新情報(廃止・新設)

(雇用能力開発機構)

平成15年5月31日をもって廃止予定の制度

- ・「中小企業雇用創出人材確保助成金」
- ・「中小企業雇用創出雇用管理助成金」
- ・「中小企業高度人材確保助成金」
- ・「中小企業雇用環境整備奨励金」

平成15年6月1日をもって新設予定の制度

- ・「中小企業基盤人材確保助成金(仮称)」
創業等を軌道に乗せるために必要な経営基盤の強化に資する人材の確保を支援する助成制度です。
- ・「中小企業雇用管理改善助成金(仮称)」
職業相談室等の設置や職業相談を行うキャリア・コンサルタント等の受入れといった雇用管理改善に取り組み、労働者の安定的な確保を図る場合に一定の助成を行う制度です。

過重労働による健康障害を防ぐために

近年の医学研究等を踏まえ平成13年12月に労災補償に係る新しい脳・心臓疾患の労災認定基準（以下、「新認定基準」という。）が策定され、長期間にわたる疲労の蓄積についても、業務による明らかな過重負荷として新たに考慮することになりました。

業務による脳・心臓疾患の発症を防止するためには、疲労回復のための十分な睡眠時間又は休息時間が確保できないような長時間にわたる過重労働を排除するとともに、疲労が蓄積するおそれのある場合の健康管理対策の強化及び過重労働による業務上の疾病が発生した場合の再発防止措置の徹底を図る必要があります。

このため、厚生労働省では、従来からの労働者の健康確保のための措置に加えて、過重労働による労働者の健康障害を防止することを目的として平成14年2月に「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を定め、過重労働による健康障害防止対策の推進に努めているところです。

つきましては、本総合対策で示された下記の「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等」に十分留意し適切な就業上の措置を総合的に講じるよう努めてください。

記

1 趣旨

新認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果によると、長期間にわたる長時間労働やそれによる睡眠不足に由来する疲労の蓄積が血圧の上昇などを生じさせ、その結果、血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させるとの観点から、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられる労働時間の評価の目安が次のとおり示されました。

発症前1か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱いと判断されるが、おおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まるものと判断されること。

発症前1か月間におおむね100時間を超える時間外労働が認められる場合又は発症前2か月間ないし6か月にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと判断されること。

2 時間外労働の削減

- (1) 時間外労働は、本来臨時的な場合に行われるものであること、時間外労働（1週間当たり40時間を超えて行わせる労働をいう。以下同じ。）が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まると判断されることを踏まえ、事業者は、労働基準法第36条に基づく規定（以下「36協定」という。）の締結に当たっては、その内容が「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（以下「限度基準」という。）に適合したものとなるようにする。

また、36協定において、限度基準第3条ただし書に定める「特別な事情」が生じた場合に限度時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる旨を定めているなど月45時間を超えて時間外労働を行わせることが可能である場合についても、事業者は実際の時間外労働を月45時間以下とするよう努めるものとする。

- (2) 事業者は、前記1の趣旨を踏まえ時間外労働を月45時間以下とするよう適切な労働時間管理に努めるものとする。

その際、時間外労働が月45時間以下の場合においても、健康に悪影響を及ぼす事のないように時間外労働のさらなる短縮について配慮するものとする。

- (3) 事業者は、平成13年4月に定められた「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」に基づき、労働時間の適正な把握を行うものとする。

3 年次有給休暇の取得促進

事業者は、各種助成制度の活用などにより、年次有給休暇の取得しやすい職場環境づくり及び具体的な年次有給休暇の取得促進を図るものとする。

4 労働者の健康管理に係る措置の徹底

(1) 健康診断の実施等の徹底

事業者は、労働安全衛生法に基づく健康診断、健康診断結果についての医師からの意見聴取、健康診断実施後の事後措置、及び保健指導等を確実に実施する。

特に、深夜業（午後10時から午前5時までの間の勤務）を含む業務に従事する労働者に対しては、6月以内ごとに1回、定期に、特定業務従事者の健康診断を実施しなければならないことに留意するものとする。

また、深夜業に従事する労働者の健康管理に資するための自発的診断受診支援助成金制度や一定の健康診断項目について異常の所見がある労働者に対する二次健康診断等給付制度の活用につき、事業者は労働者に周知するとともに、労働者からこれらの健康診断の結果の提出があったときには、事業者は、これらの健康診断についてもその結果に基づく事後措置を講ずる必要があることについて留意するものとする。

(2) 産業医等による助言指導等

ア 月45時間を超える時間外労働をさせた場合については、当該労働をした労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数、過去の健康診断の結果等に関する情報を、産業医等に提供し、事業場における健康管理について産業医等による助言指導を受けるものとする。

イ 月100時間を超える時間外労働を行わせた場合又は2か月間ないし6か月の1か月平均の時間外労働を80時間を超えて行わせた場合については、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと判断されることから、事業者は、前記アの措置に加えて、作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数、過去の健康診断の結果等の当該労働をした労働者に関する情報を産業医等に提供し、当該労働を行った労働者に産業医等の面接による保健指導を受けさせるものとする。また、産業医等が必要と認める場合にあっては産業医等が必要と認める項目について健康診断を受診させ、その結果に基づき、当該産業医等の意見を聴き、必要な事後措置を行うものとする。

ウ 過重労働による業務上の疾病を発生させた場合には、事業者は、産業医等の助言を受け、又は必要に応じて労働衛生コンサルタントの活用を図りながら原因の究明及び再発防止の徹底を図るものとする。

（詳細については、富山労働局労働基準部監督課及び安全衛生課又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。）

（富山労働局労働基準部）

緊急雇用創出特別基金事業 (中小企業特別委託事業)の実施について

国から交付される「緊急地域雇用創出特別交付金」を活用し、中小企業の雇用の安定や雇用機会の創出を目的として、県又は市町村が新たに企画した事業を一定の要件を満たす中小企業に委託する「中小企業特別委託事業」を今年度から新たに実施します。

(1) 対象となる企業

企業全体として次の～の要件を全て満たす民間企業(個人経営事業所を含む。)が対象

常時雇用する労働者数が50人未満

3年前から直近の事業年度まで2年連続して売上高が減少

直近の事業年度の売上高、生産額等事業活動を示す指標(生産指標)が3年前に比べ3分の1以上減少

(2) 事業実施にあたっての主な要件

主に、次の～の要件に基づき委託契約を締結し、業務を実施します。

人件費割合 事業費のうち、人件費割合が5割を超える。

新規雇用の失業者数 事業に従事する全労働者数のうち、新規雇用者の割合が1割以上。

委託業務実施期間 原則として6か月未満。

契約額と売上高等の関係 契約金額が事業実施期間の前年同期間の売上高等の2分の1以下。

(3) 事業内容

現在、県において事業を検討しているところですが、想定される事業の一例としては、次のものが挙げられます。

- ・建物の清掃・管理、建物の屋根葺替、廃材処理等
- ・データ入力、データベース作成業務、ホームページ作成及び点検業務
- ・立ち木等の伐倒、除去、公園等の草刈、山間部等のパトロール
- ・調査(調査票配布、調査結果取りまとめ等)、資料収集等業務
- ・特殊農作業、家畜飼養・草地管理
- ・写真撮影業務、印刷物の作成業務 等

(4) その他

この事業の詳細については富山県のホームページ(労働雇用課のページ)にも掲載しております。

(URL <http://www.pref.toyama.jp/sections/1303/1303.htm>)

～対象企業を募集しています!!～

現在、県では、事業実施の際の契約業務の参考とするため、上記(1)の条件に合致する企業を募集しています。該当すると思われる企業がありましたら、

会社名、電話番号、FAX番号をご記入のうえ、FAX又は電子メールにより労働雇用課までご連絡願います。(締切5月30日(金)まで)

FAX等が到達次第、県から調査票(A4、1枚)を送付いたしますので、必要事項を記入いただき、県庁労働雇用課までFAX、郵送若しくは電子メールにより返送願います。

(問合せ先 労働雇用課 雇用対策係 TEL 076-444-8897 FAX 076-444-4405)
E-mail rodokoyo3@pref.toyama.lg.jp

大学等合同就職面接会開催のお知らせ

平成16年3月大学、短大、高専、専修学校等卒業予定者又は平成15年3月同卒業未就職者を採用しようとする企業（昨年度参加企業143社）が個別に会社概要や勤務条件等を説明し、面接を行う大学等合同就職面接会を開催します。

日 時 平成15年6月3日(火)
午後1時～午後4時30分
会 場 テクノホール（富山産業展示館）
富山市友杉1682 参加企業（200社）

学生のみなさんは、事前の参加申込みの必要はなく、時間内は入退場が自由ですので、お気軽にご参加ください。

また、企業の参加申込は5月16日(金)までとなっております。県内最寄りのハローワークへお申し込みください。その他、詳しくは県内最寄りのハローワークまたは県労働雇用課（076-444-8897）へお問い合わせください。

平成15年5月1日より雇用保険法が改正となりました。

早期再就職の促進、多様な働き方への対応、再就職が困難な状況に対応した給付の重点化と制度の安定的運営確保の観点から次の改正が行われました。

- 基本手当の給付率、上限・下限率の改正
 - ・60歳未満の方の給付率が50～80%になります。
 - ・60歳以上65歳未満の方の給付率が45～80%になります。
- 基本手当の所定給付日数の改正
 - 基本手当の所定給付日数は次のようになります。

倒産・解雇等以外の事由による離職者

区分	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全 年 齢	90日	90日	120日	150日	
就 職 困 難 者	45歳未満	300日			
	45歳以上65歳未満	150日	360日		

倒産・解雇等による離職者

区分	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	-
30歳以上45歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

- 60歳到達時賃金日額算定の特例の廃止
- 育児、介護による休業、勤務時間短縮措置についての基本手当日額算定の特例の創設
- 公共職業訓練の複数回受講等の特例措置の充実
- 高年齢求職者給付金の額の改正
- 就業手当の創設

基本手当受給者の多様な就業形態による早期就業を促進するため、施行日以後に一定の要件を満たし、職業に就いた方が支給対象となります。

- 教育訓練給付の額等の改正
 - ・支給要件期間が5年以上ある方
教育訓練経費の40%に相当する額（上限額20万円）
 - ・支給要件期間が3年以上5年未満の方
教育訓練経費の20%に相当する額（上限額10万円）
- 高年齢雇用継続給付の支給要件、給付率の改正
賃金低下率が25%を超えた場合に対象となり、給付率は15%になります。
- 不正受給の場合の納付命令額等の改正
- 雇用保険料率の改正
平成17年4月1日から1000分の2引き上げられます。
- 詳しくは最寄りのハローワークへお問合せ下さい。

富山県労働経済指標

年 月	月 平 均 賃 金（規模30人以上）				労 働 異 動 率		職 業 紹 介 状 況			就 職 件 数
	全 産 業		製 造 業		入 職 率	離 職 率	有 効		求人倍率	
	定 期	特 別	定 期	特 別			求 人 数	求 職 者 数		
	円	円	円	円	%	%	人	人		
10	300,507	87,495	293,280	77,384	0.94	1.12	154,556	259,090	0.60	17,558
11	279,166	67,753	268,134	56,240	1.05	1.12	159,696	270,281	0.59	19,826
12	277,923	65,310	272,346	56,851	0.89	1.07	199,787	268,579	0.74	21,171
13	279,058	65,625	273,370	61,172	1.66	1.81	172,120	300,597	0.57	20,944
14.8	291,472	14,314	290,701	17,634	0.61	0.93	15,363	24,986	0.61	1,688
9	292,250	911	293,834	94	0.69	0.93	15,413	24,342	0.63	1,962
10	293,149	5,622	294,654	179	0.69	1.37	15,019	23,787	0.63	2,138
11	291,741	7,702	289,567	15,789	0.63	1.03	14,840	23,414	0.63	1,791
12	288,166	379,360	293,728	345,650	0.54	0.92	14,510	23,031	0.63	1,489
15.1	291,858	6,450	294,550	7,247	0.49	1.04	15,031	22,549	0.67	1,451
2	298,265	635	297,156	398	0.70	0.63	15,107	22,901	0.66	1,780
3	-	-	-	-	-	-	15,180	23,457	0.65	2,193

「職業紹介状況(常用)」の年欄は年度合計を表す。また同欄は「パート」を含み、学卒を除く「の数値を使用。資料は、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査月報」、富山労働局職業安定課「労働市場速報」による。